

市町村意見書における留意事項

市町村長の意見書には、次の項目について説明していただきますようよろしくお願いします。

なお、当補助金で整備された施設が一部廃止、休止、低調な利用になっていることから、会計検査院から厚生労働省に改善処置要求が行われ、厚生労働省から当補助金の適正執行について別添のとおり通知が行われています。

この通知を踏まえ、ニーズ調査が行われていない場合は協議を見送るよう厚生労働省から指導を受けています。市町村におかれましては、事業者のニーズ調査を踏まえて当該整備が妥当であるかの意見書が特に重要となっておりますのでご注意ください。

1 サービスの必要性

- (1) 市町村が策定する障がい福祉計画・障がい児福祉計画の趣旨・サービス必要見込量に沿った整備事業であること。
- (2) 事業者のニーズ調査が行われており（協議書の別添4）、確実に定員を満たすことが見込まれること。
- (3) 待機者数の把握だけではなく、サービス需要見込（人口、障がい者数等を勘案）とサービス供給体制（施設数、利用定員等を勘案）を比較する等により、中長期的視点から必要が認められること。

※ 事業ごとに必要性を説明すること。（短期入所整備加算、発達障害者支援センター整備加算、就労定着支援・自立生活援助・相談支援・障害児相談支援整備加算、居宅介護・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援整備加算がある場合は、それぞれの加算対象事業ごと）

※ 必要性は具体的に数値で説明することとし、数値の根拠となるデータ（データの出典及び時点を含む）を添付すること。（「要望が多数ある」といった抽象的な説明は不可）

※ 市町村の障がい福祉計画・障がい児福祉計画の該当ページを添付すること。

※ 同一市町村で同一事業を複数協議する場合、利用者を重複して見込んでいないか留意するとともに、優先順位を付けること。

※ 事業が採択された場合、利用状況を調査し、事業所の利用が図られるよう指導、助言すること。

2 適切な事業運営

- (1) 設置主体がこれまで健全で安定した事業運営を行っていること。
- (2) 利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めていること。

3 円滑な施設整備

- (1) 建設予定地は、災害危険箇所ではなく、土地の確保が確実であり、かつ大規模な造成工事の必要がないこと。（例えば、斜面等の土地を全面造成する必要がある場合は適当ではないこと。）
- (2) 開発許可や農地転用許可が必要な場合、それを踏まえた工期となっていること。（年度内竣工が原則）
- (3) 防衛省の防音対策区域である場合、防音対策が検討されていること。
- (4) 建設予定地の地域住民への説明及び理解が得られること。また、排水について水利関係者との調整が図られていること。

4 その他（避難スペース整備の取り扱いについて）

- (1) 市町村の「災害時要援護者避難支援計画（個別計画）」等に基づき、当該地域における避難見込者数等から避難所としての必要性を数値で具体的に説明すること。（「福祉避難所として指定」だけでは不可）
- (2) 整備することで、従来の避難体制がどのように改善するのか、具体的に説明すること。
- (3) 市町村の地域防災計画に位置づけられていることを説明すること。（これから位置づける場合は、現在の調整状況と今後のスケジュールを説明すること。）※ 市町村地域防災計画の該当ページを添付すること。